「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正（案）」に対するご意見と県の考え方

意見募集期間：平成30年1月29日（月）から平成30年2月7日（水）までの間
意見の件数：1件

岐阜県健康福祉部障害福祉課

No.	該当箇所		意見内容（概要）	意見に対する県の考え方
1	p4	2　条例で定める基準の概要 （1）県独自の基準を設けるもの ③「掲示」について、ホームページ等での事業所情報の公表を努力義務化（すべてのサービスに同様の規程あり）	現状ホームページを持たない障害福祉サービス事業所も多い中で、この規定は「事業所のホームページを開設すること」を努力義務としてしまう変更であります。 インターネット上での情報公開はするべきと考えますが、公開手段は事業所のホームページだけでなく、自治体や基幹相談支援センター、自立支援協議会のホームページに掲載する等の柔軟な対応をできる規定にすることを提案します（今回規定される運営規定・重要事項だけでなく、平成30年度から創設される情報公開制度に基づく情報も含めて）。 また、情報を求める側にとっても、同じ場所に複数の事業所の情報が掲載されることは、比較の上で大いに役立つと考えます。	「掲示」に係る県独自の基準については、「事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。」と規定するもので、周知の方法を事業所のホームページに限定するものではありません。ホームページ以外の媒体も活用しつつ、重要事項を含めた事業所情報を広く周知することにより、サービスの質の向上につなげていただくことを目的としています。